

会 議 の 開 催 結 果

1 会議名	令和元年度（2019年度）第2回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和元年（2019年度）11月7日（木）午後2時00分～午後3時35分
3 開催場所	市役所第二庁舎5階大会議室
4 会議の概要	<p>議 事</p> <p>(1)第8期介護保険事業計画に関する基礎調査について (2)地域密着型通所介護事業所の指定取消しについて (3)保険者機能強化推進交付金について (4)施設整備事業者の公募の進捗状況について (5)越谷版認証制度について</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	公 開 ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	（担当課名）介護保険課 TEL 963-9305（直通）
9 その他	

令和元年度（2019年度）第2回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和元年（2019年）11月7日（木）午後2時～午後3時35分

場 所 第二庁舎5階大会議室

出席者

委 員：田口会長、星野副会長、大谷委員、大家委員、川戸委員、菰田委員、佐々木委員、佐藤委員、蓮見委員、藤田委員、齋藤委員、松下委員、北山委員、吉田委員、青木委員、山中委員、高橋委員、辻委員、堀切委員

事務局：榊地域包括ケア推進担当部長、加藤福祉部副参事兼介護保険課長、久保田福祉部地域包括ケア推進課長、関福祉部福祉推進課長、小林福祉部地域包括ケア推進課副課長兼地域包括総合支援センター長、内田福祉部地域包括ケア推進課副課長、野口保健医療部地域医療課長、山越保健医療部市民健康課調整幹、三田寺福祉部介護保険課調整幹
外5名

傍聴人：なし

《以下議事録》

1 開 会

司 会 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和元年度第2回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

本日は公私とも大変お忙しい中ご出席いただき、まことにありがとうございます。

初めに、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定では、委員の過半数の出席により会議が成立することになっております。本日は、委員総数21名のうち、現在16名の委員さんの出席がされておりますので、ここに会議が成立することをご報告させていただきます。

なお、本間委員、平林委員につきましては、ご欠席との連絡をいただいております。

それでは、開会に当たりまして、田口会長よりご挨拶をいただきたいと思います。田口会長、よろしくお願いたします。

2 挨拶

田口会長 皆さん、こんにちは。初めに、前回、私の私的な事情によりまして急遽欠席させていただきましたこととおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

前回の議事録を確認しますと、大分厚目な議事録となっております。私がいけないことによって大分議論が進んだのではないかなと思ひまして、これに負けてはられないと思ったところでございます。

この前回の議事録もしっかり確認させていただいております。結構いろんな質問が出ているのかなというところでございますので、前は今までの計画がどのような状況で進んでいるかという進捗状況についての話だったかなと思ひます。今後、きょうは調査の件もございまして、それで第8期の計画を具体的に立てていくというようなことで進んでいくというふうなところであろうと思ひます。ですので、前回の質問、または回答も参考にいたしまして、ぜひこういうふうにしたほうがいいのではないかなというような建設的なご意見がいただければなと思ひますので、どうぞ本日もよろしくお願ひいたします。

司 会 ありがとうございます。

次に、資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料につきましては、先日郵送させていただきました。まず、次第、そして資料1、令和元年度第2回越谷市介護保険運営協議会という資料です。そして、資料2—1、第7期及び第8期越谷市高齢者保健福祉計画策定に係る基礎調査、調査項目（案）、そして資料2—2、第8期越谷市高齢者保健福祉計画策定に係る在宅実態調査調査項目（案）、そして別冊令和元年度第1回会議録、以上5点でございます。

資料の不足している方はいらっしゃいますでしょうか。もしいらっしゃいましたらお申し出いただければと思ひます。いかがでしょうか。大丈夫ですか。ありがとうございます。

また、本日は会場の関係により、今までのような卓上マイクはございません。お手数ですが、発言の際には挙手をしていただきましたら、マイクを職員がお手元までお届けしますので、マイクをお持ちになってご質問のほうされるようにお願ひいたします。

また、本日の会議においても会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あらかじめご了承をお願ひいたします。

それでは、今後の議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第

8条第2項の規定に基づきまして、田口会長にお願いいたします。よろしくお
願いします。

田口会長 それでは、次第に基づきまして議事を進行させていただきたいと思
います。
まず、事務局にお伺いいたします。本日の会議の傍聴を希望されている方は
いらっしゃいますでしょうか。

事務局 傍聴の方はいません。

田口会長 なしということで、了解いたしました。

3 議 事

(1) 令和元年度(2019年度)第1回会議録について

議 長 それでは、議事のほうに入っていこうと思います。

次第に従いまして進めてまいりますけれども、本日の会議は、この会議終了
後に、地域密着型サービス運営部会も実は計画をされております。そういうよ
うなことから、おおむね90分ぐらいで、しかしたくさん意見をいただきな
がらと思っておりますので、そのような形で進行させていただければと思いま
す。

それでは、まず議事の1つ目です。令和元年度第1回介護保険運営協議会会
議録についてということですが、委員の皆様には何かご意見、ご質問などござ
いますでしょうか。事前に送られておるかとは思いますが、いかがでしょ
うか。大分厚目の議事録ですが。

議 長 議事録については、それでは皆さんご意見なしということで、これで承認と
いうことでよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議 長 ありがとうございます。

(2) 第8期介護保険事業計画に関する基礎調査について

議 長 それでは、次の議事に移っていきたいと思います。

それでは、議事の2になります。第8期介護保険事業計画に関する基礎調査
についてというところで、まず事務局から説明をよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、説明させていただきます。

お手元の資料1及び資料2—1、2—2をあわせてご覧ください。介護保険事
業計画に関する基礎調査になります。根拠法令としましては、介護保険法第1

18条の2に、介護保険事業計画に関する情報について、調査及び分析に必要な情報を厚生労働省で定める方法により厚生労働大臣に提供しなければならないと定められております。来年度に第8期介護保険事業計画を策定いたしますことに伴い、今年度に基礎調査を行おうと考えております。

2項目をご参照ください。今回、基礎調査についてですが、1つ目、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査と、2つ目、在宅介護実態調査を行う予定となっております。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査につきましては、要介護状態となる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握し、地域の課題分析を行うこと及び介護予防・日常生活総合事業の評価に活用することを想定しております。

今回、越谷市では調査対象として、要支援1及び要支援2の高齢者につきましては全件対象とさせていただこうと考えておりましたが、65歳以上の高齢者で介護保険認定を受けていない一般高齢者につきましては、7,500人程度を抽出し、調査を行うとしております。

今回、調査項目数につきましては、国より39項目の必須設問及び27項目のオプション項目が設定されております。越谷市につきましては、オプション項目も含めまして調査を行う予定としております。また、第7期の際にも行っているのですけれども、市独自項目を設定しようと考えております。

今回のニーズ調査につきましては、調査の実施期間として12月下旬から来年1月までを想定しておりますが、実際の日程につきましては、今後調整を行っていくこととなります。

資料2—1をご参照ください。こちらに記載させていただいております内容が第7期及び第8期で市独自項目として調査しようと考えている内容になります。介護保険課、福祉推進課、地域包括ケア推進課で協議の上、独自項目として設定したほうがよろしいと考えている項目になります。テーマとして掲げさせていただいている内容につきましては、国の指標の項目欄に書いてあるテーマに沿って記載させていただいております。この市独自項目につきましては、後ほど皆様よりご協議いただければと思っております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。在宅介護実態調査についてです。こちらにつきましては、主に在宅で要介護認定を受けている方を対象に調査を行います。対象としては、要支援1から2及び要介護1から5の方で、認定の更新及び区分変更を行う方を対象に行っていきます。調査件数としましては、600件回収目標と国が定めているため、越谷市では1,300件程度配布と

考えております。調査方法につきましては、郵送及び聞き取りを想定しております。

また、こちら期間につきましては、現在調整中となります。

今回、在宅介護実態調査につきましては、8期のために2項目追加を想定しております。こちらにつきましては、資料2—2をご参照ください。

こちらにつきましても、今回の調査に盛り込むべきか否かについてお話をいただければと考えております。

続きまして、今後のスケジュールについてです。12月下旬より調査を開始いたしまして、コンサル会社より2月中に集計・分析・結果報告をしていただくと考えております。3月に開催される第3回介護保険運営協議会にて今回の調査結果についてご報告させていただきます。来年度以降につきましては、今回の調査分析を、第8期介護保険事業計画の策定に反映していきます。

なお、資料1の4ページ以降につきましては、国の示す指標になります。こちら参考までにご参照いただければと思います。

28ページ以降につきましては、第7期事業計画の際の基礎調査のときに市独自項目とさせていただいた項目を抜粋させていただいております。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

議長 説明ありがとうございました。

ただいま事務局から第8期事業計画策定に伴う基礎調査について、当初の予定どおり、今年度行くと説明がございました。

それで、越谷独自の設問項目の設定ということについても、別紙資料2について説明があったというところでございます。

国から定められています必須項目については、これは変えることができないということですので、主に今回ご意見をいただきたいのは、市の独自項目、これは必要なもの、これは必要ではないのではないかとご意見等をいただければと思います。

A委員、お願いいたします。

A委員 調査票の必須項目とオプション項目のところは、国の調査であるので変更できないという旨でしたけれども、ここで2点ほど要望があるのですけれども、1つ目は、7ページの(4)です。オプション項目のところなのですが、この民間賃貸住宅(一戸建て)、借家でしょうか、これの違い。私、全部やってみたのですが、ちょっとここもどうやって選べばいいのかわからなかった

ので、違いの説明を記入したいいただきたいのです。

次、もう一点は、27ページなのですけれども、その前に22ページの下から2番目、問15の2番目、この文言がちょっとわからないので、もうちょっと工夫したほうがいいのではないかなと思ったのです。サービス利用の希望がないということは、サービスの利用を望まないということなのでしょうか。それとも、希望がないと、自分のこれからの希望には添わないということなのか、何かよくわからないので、この辺もう少し工夫していただきたいなと思いました。

もう一点、最後の27ページなのですけれども、介護者に対してのアンケートなのですが、身体介護とそれから生活援助で、今年度は介護人については調査しないみたいなのですけれども、ちょっと前に、介護人の状況についても入れることは難しいのかなと思うのです。私は、ボランティアで8年間以上、在宅介護をしている方たちが集う会をやっているのですけれども、そこで介護者が抱えているさまざまな悩みとかに関する情報を交換しています。そこで、中には介護者の方がストレスを抱えて心療内科を受診されたらと思う方もいますし、この集いの場に来られない方もたくさんいます。このような方たちにもどうにか手を差し伸べていただきたいなと思って、今追加していただくことはできないのかということでも話しております。

それは、まず介護者自身の身体的な不安、それと精神的な不安、そこの項目はまたいろいろありますけれども、そういったところも調査していただくとありがたいと思います。

以上です。

議長 ご意見ありがとうございました。

まず1つは、国で指定されている質問の項目につきまして、これは変えるとか、または注釈をつけるということってできるものなのでしょうか。2つほどありましたけれども、非常にわかりづらい選択肢であるというようなことだったので。

事務局 ご指摘ありがとうございます。わかりにくいという説明につきましては、こちらで修正させていただき、もしくは追記という形でさせていただき、なるべくわかりやすい表記に変えさせていただきます。ご意見ありがとうございます。

議長 では、国のところで2つ出ましたけれども、その部分については注釈なりわかりやすい説明をちょっとつけるというところでは。

あと最後の介護者についての状況の質問というふうなところですね。これは、国のところには入れられないかもしれませんが、越谷独自の部分というところに入れられたらなというような、入れる部分としては多分そこではないかなと思いますけれども、まず1つ、これについて介護人の状況というところ、ご意見とりあえずいただいております。

ほかにご意見。

B委員、お願いいたします。

B委員 Bです。基礎調査は、一般高齢者の方も含まれるということで、当てはまるのかどうかわからないのですが、今の状況で車の運転をしていて、高齢者の方がかなり事故とか、あと自転車に乗っていて、かなり自転車の事故とかがあるので、移動手段というのはどういうものを使って行かれているのかというのがちょっと興味があるというか、高齢でも車でないと移動できないという方が越谷にどのぐらいいるのかなというのが何かわかったらいいかなと思って、ちょっと聞いてみました。

議長 ありがとうございます。

今おっしゃったのは、移動手段をどんなものを使っているのかという項目を入れたらいいのではないかと、高齢者の自動車の運転の問題が多くなってきておりますので、まずこれ1つ伺っておきます。

ほかにかがでしょうか。

C委員、お願いいたします。

C委員 今回の調査票なのですけれども、老研式の指標が使われていて、私自身も実際仕事でこの調査票を使うことがあるので、そういった内容の整合性とか妥当性が確認されているものを使われていたりとか、あとはソーシャルサポートについて問われたりとか、あと介護者側の状況、ちょっと介護負担についても情報が足りないということではありますけれども、とても興味深い内容の調査票になっていると思いました。

第7期の今回の事業についてのテーマでもあります高齢者の自立支援について、地域の中で自宅ですとか高齢者住宅、介護施設など、その地域のさまざまな場所を使って、可能な限り地域で過ごすということになるかと思うのですが、その中で万が一体調を崩したときにどうするのか。過去のデータも見させていただきましたけれども、動けなくなったとき、あと食べられなくなったとき、あとは認知の症状がひどくなったりせん妄が出たりとか、そういった

精神症状が出たとき、そういったときに医療的な処置をどうするのか。例えば入院するのか、自宅や施設にそのままとどまるのか、あと急変時の蘇生処置をどうするのか、そういったことを決めていかなければならない場面が高齢者の場合には行く行くは出てくるかと思うのです。そういったことをもう既に何らかの認知障がいが出ている状態ですとか全身状態が悪いときには、本人の意向を確認することが難しい状態になるので、今回、調査の対象となっているその要支援1、2、あと介護保険認定を受けていない一般の高齢者の方々の今の状態のときにそういった意向をご本人と家族で話し合う機会を持てたらいいなど、そういった仕組みを越谷市で話し合う機会を持てるような仕組みづくりができたらいいいなど、私の意見なのですけれども、思いました。

そういったことを決めておくことによって、今後、問題になるであろう高齢者の救急搬送の増加であったりとか、その望まない医療であったりとか、あとは空き家問題とか、そういったことが多少なりとも緩和するのかなと思いました。

過去にもこういった調査をされているかと思うのですが、これは質問なのですけれども、これまで地域包括の方からとか生活支援コーディネーターの方から、もっと地域としてのこういったサービス開発ができないかとか、こういったサービスをつくってほしいとか、そういった要望がこれまでにあったのかどうか、もしあったとしたらどういった要望があったのか教えていただけたらと思います。

議長 ご意見ありがとうございます。

今までどのような要望がセンターからあったかというところ、わかる範囲で事務局いかがでしょうか。

事務局 地域包括ケア推進課長の久保田でございます。

さまざまな会議を繰り返したりする中で、やはり地域の方が主体的になって運営していくというような観点で言いますと、いわゆる身体介助の部分は、ちょっとこれはなかなか難しいだろうと、担い手になっていただく方もやっぱりご高齢の方が担ったりするのが実態がありますので、そういった意味では、例えばお庭の掃除ですとか、あとは最近では家の中で取り残されてしまうペットの世話とか、そういったようなところを簡単にお手伝いできるものが地域の中であつたらいいねというような部分については、ご意見が実際にあります。地域包括支援センターの職員が、例えば訪問して、その方をちょっと支援して、どこか、例えば受診に一緒に行かなければいけないというような話の際に、や

っぱりおうちの中に誰かそういった何かが残ってしまうとか、その本人がとても心配して、例えば行動に結びつかないといったようなときに、そういったことをお世話してもらえそうな方が地域の中にいたらいいとか、そういうような話は出ていたことがあります。

議 長 ありがとうございます。

今のようなことがあったというところです。今みたいに、この調査というのは基本的には、この調査をした後、どのような支援をつくっていくべきか、また増やしていくべきかということの根拠になるという質問調査かと思しますので、今、包括さんのほうでも、地域にあったらいいなというようなサービスについて寄せられているということでしたので、例えば聞くとすれば、地域にあったらいいサービスみたいなぐあいで聞いてみると、根拠となるかもしれないということですね。

そのほかご意見いかがでしょうか。

ここに、特に資料2—1見ていただければと思いますが、この2—1で、ちょっと小さいのですが、第8期のところで黒丸がついているところ、これが質問項目として設定しているというふうなところになろうかと思えます。

それで、これで見ますと、この三角というのは、これは検討ということで書かれていますけれども、この場でも検討するというところでよろしいでしょうか。事務局いかがでしょうか。これ三角はちょっと迷っているということかもしれませんけれども。

事 務 局 会長のご説明のとおりなのですけれども、三角に記載させていただいているのが敬老会に参加したいかどうかというものと、現在介護サービスを利用している人に聞くという内容で、自己負担費用について負担に感じますかという項目になります。後から述べた内容の自己負担につきましては、別の項目に合算して質問したほうがいいのかどうかというのを検討している最中でございます。敬老会に関しましては、市の政策になりますので、市の介護施策についてという質問項目として、要支援1、2の方たちに調査していくのはどうかなど考えている項目になります。

議 長 ご説明ありがとうございます。

それでは、ほかにご意見いかがでしょうか。

D委員、お願いいたします。

D 委 員 私もC委員の意見に賛成で、今、人生会議と言われているのですけれども、

一医療者がいろいろ言ってもなかなか伝わらないことが多いので、一般の人に、余り細かくではなくてもいいのですけれども、その終活、亡くなった後ではなくて、亡くなる前までのことを少し考えなくてはいけないということを一般の人に啓蒙するために、そういう項目を何かちょっと入れるというのは私も賛成です。

あと、ここに設問があったのですけれども、これというのは少しは変えることができるのでしょうか、表現の仕方とかというのは。例えばさっきA委員が言われたように、7ページの4番のお住まいを一戸建てまたは集合住宅のどちらですかと聞いているのに、6番みたいに借家とかと書いてあるところがあるではないですか。なので、少し、私もちょっとやってみたのですけれども、中には2者選択ではなくて、これ3つの項目で選べればいいのかと思うようなのがあったので、変えられるのであれば少し考えてもいいのかなというふうに思いました。

以上です。

議長 ご意見ありがとうございます。

事務局 お願いいたします。

事務局 先ほどA委員からも、今、D委員さんからもありましたので、こちらの国のほうの住まいは一戸建て、または集合住宅どちらですかというところの設問の借家の定義なのですけれども、こちらのほうは一般的な賃貸契約がある場合は4番、5番を選んでくださいというので注釈でうたっているのですけれども、そういった一般的な賃貸住宅でない民間の契約とか、私と私の契約だったら借家を選んでくださいというような選択なので、ちょっとそれはわかりづらいかと思いますので、事務局でも検討していきたいと考えております。

ただ、補足なのですけれども、これは国にデータを送らなければならないのです。なので、設問を省いてしまうということとはできないので、表現の仕方を工夫するというご理解いただければと思います。お願いいたします。

議長 回答ありがとうございます。

最初の根拠法令というところを見ますと、やっぱり全国で厚生労働大臣に提供しなければならないというところなので、多分全国的に集計するものだと思うのです。だから、私なんか研究者からすると、変えるとだめなのです。なので、そこら辺はちょっと国とも話をして、そして変えられるところ、または注釈を入れられればというところで、この国からのものについては、ご検討いた

できればというところでよろしいでしょうか。

そのほかご意見いかがでしょうか。

E委員、お願いいたします。

E委員 この調査の趣旨というところで、介護予防・日常生活支援総合事業の評価等につなげるというお話が書かれているのですが、その辺の評価のほうは資料2—1のほうで介護予防リーダーによる通いの場や元気アップ教室などといった総合事業やそのほかの活動に関する項目が少ない印象がありまして、趣旨のその評価につなげるといったときに、そのほかにも例えば老人福祉センターへの参加とか、さまざまに市町村でやっていることがあるかと思うのですが、その辺の設問があったほうが何か評価につながるのではないかなと思いました。

議長 ありがとうございます。

総合事業として越谷市でやっている具体的な事業名も書きながらというところでしょうか。

M委員 すみません。事務局の側からすると、調査に協力してくださる方の負担も考えて、そして今おっしゃったような事務局のほうから三角ついているところの整合性も考えて、そしてまた今おっしゃったような終活の問題とかどういうふうに考えるのかというご意見出た上で、そしてまた今回の趣旨は、やっぱり介護保険の事業計画ということがメインだと思いますので、そういった中で多分整合性のある整理をしていただくという、こういった意見をもとに整理していただくという理解でよろしいのでしょうか。これで、ここで言ったことを全部入れろというと、実際、多分負担感の問題とか、それから今回のこのメインの趣旨であるとか、そういったことを考えますと、多分事務局にそういった整合性の問題含めて、そして当事者の方のご負担含めて整理していただくという形になるのではないかなと思うのですが。

事務局 介護保険課長の加藤でございます。

今、M委員がおっしゃったように、回答していただく方につきましては、余り設問数が膨大になってしまうと、調査自体成り立たないということで、回答にも差し支えてしまいますので、例えば先ほど介護予防の関係でご質問ございましたが、設問の中に日中独居の状態であるとか介護度の状態であるとか、お住まいの環境であるとかそういう設問がございますので、そこら辺の回答からクロス集計といいまして、分析をすることによりまして、もっと日中の活動の場が必要であるとか、そのようなデータをとってまいりますので、限られた設

問数ではございますが、より計画を立てやすいように、この部分についてはクロス集計の中で分析をしていきたいと思っています。

議長 回答ありがとうございます。

今回は、この委員会の場は、基本的にはご意見を聞いてというところ、ご意見を集約してということになろうかと思っています。ご意見を上げるということになろうかと思っています。その後、市役所で、この一つ一つが質問項目になるのではなくて、それを含ませるとかいうところ、これ全部答えたら100問近い質問なのです。なので、これをやるとすると大分な時間、負担感がかかるかなというふうなところもございますので、そこも考えて作成するというふうなことになろうかと思っています。

いずれにしても、運営協議会としてのご意見をいただければと思いますが、そのほかそれぞれの立場でいかがでしょうか。

お願いいたします。

F 委員 この資料なのですが、これはこういうものを出すというときには、もう少し見やすい大きなフォントで表をつくっていただければと思います。

私も10月半ばに目の手術をしたばかりなものですから、そういう点で、こういうのはこの倍ぐらいの、A4ではなくてA3で印刷してくれたら見やすかったなと思っています。

その中で助け合いについてという項目がございます。災害発生時に不安なことということで設問があって、介護を必要とする高齢者については、災害発生時の避難等の困難を伴う場合があるため、高齢者自身の意識を把握して、今後の施策の参考にするものとなっているのですが、これでちょっと具体的に当てはまるかどうかわかりませんが、具体的な事例をちょっとご紹介しておきたいと思うのです。

それは何かというと、先日の10月12日の台風19号のときの在宅で要介護になっている方の避難について、台風通過後に私にも相談があった事例です。そういうことですので、こういう場合は今後どうしたらいいのか、そういうことでちょっと問題提起をしておきたいと思っています。

お住まいは越谷市のZ一丁目にお住まい、夫婦で2人暮らしの方でした。当日、避難しようとしたのですが、地区センターについて、地区センターが避難所になっているということなのですが、どういうわけか越ヶ谷地区センターだけは避難所として除外されていたということで、他のところには行けるけれど

も、この越ヶ谷地区センターは除外ですというふうになっていました。このZ一丁目は、地域的には、越ヶ谷地区センターに該当する地域なのですけれども、そういうことで行くにも行けない、どこに行こうか悩んでいて、自治会長さんにお聞きしましたら、自治会館でもいいけれども、自治会館は平屋だよというふうに言われて断念をしたそうです。自力で2階へ上がる力は、夫婦で上がっていく力はなかったものですから、車の移動はできたけれども、不安な一夜を過ごしたという話でした。

そういうことで、在宅で要介護者を抱えている場合、どのような対応が可能なのか。また、越ヶ谷地区センターでは受け入れてもらえないということになっているようですけれども、一番近い地区センターという場合には、今度はこのZ地域の場合は、地区センターに行くとするば、増林かそれとも大沢かというようなことだと思うのですが、そういう点で要援護者の避難は今後どうしたらいいのか。今回、1,000人近くの方が避難されたと聞いておりますので、一番近いところに今後は避難できるようにしていただけないのかというようなお話でした。

以上です。

議長 具体例も含めた発言ありがとうございます。

ハザードマップとの関連もあろうかとは思いますが、この質問に関しては不安なことの中に、しっかり場所も周知されているかとか、知っているかとかいうところが選択肢として入るかもしれないということでしょうか。

F 委員 シティメールなんかではちゃんと情報が入るのですけれども、その中に越ヶ谷地区センターを除くというふうにもうなってしまうのです。行かないのです。だから、越ヶ谷地区センターというのは、中央市民会館の中に、3階にあるわけですが、あの立派な建物の中に避難をしたいと思っても、越ヶ谷地区という昔の旧の越谷の町なかの人たちは、そこには避難ができないと、ほかに行ってくれと、こういうことなのです。それは、健康な方ならばほかにも行けるとは思いますけれども、要介護者を抱えている家族とすれば、やっぱり少しでも近いところに、そして安全なところというふうに考えるのは、これはごく普通のことでありまして、今後、越ヶ谷地区センターはどうして受け入れられないのか、立派過ぎて避難させると汚れてしまうからなのか、それはわかりませんが、ちょっとそういう意味で市の対応はうまくないのではないかなと思っておりますので、今後、こういう相談があったときに、越ヶ谷

地区センターに避難できるようになったよというような話ができるようにしたいなど、そういうふうに思っているところなのですからけれども、冒頭、会長のほうから建設的な意見を出してくれと言われたので、そうなっているのかどうか分からないので申しわけないのですけれども、一つのご意見として。

議長 了解いたしました。

今回のこの質問項目というところというよりは、今こういうような状況があったという状況の話とことでお伺いしておきたいと思います。

そのほかこの質問項目で。

G 委員 資料2—1の設問項目の中で、下から2番目の健康についてちょっとお伺いしたいのですが、第7期では、健康について訪問診療の利用状況、かかりつけ医の有無のところの丸になっていましたけれども、第8期は設問なしということになっておりますが、その理由はいかに、お伺いしたい。

議長 第7期と8期とのこの違いといいますか、そこの部分をひとつお願いいたします。

事務局 お答えさせていただきます。

この介護保険の事業計画以外にさまざまな市の計画がございます。その中で医療の方面でやっております「いきいき越谷21」の計画の中で、既に今回の策定の中で設問として設けてアンケートはとっているということでしたので、今回、設問数がかなり増えてしまうことから、これについては医療部門と調整をさせていただいて書かせていただいたという経過でございます。

議長 ほかの調査と重複するということですね。わかりました。ありがとうございます。

それでは、A委員。

A 委員 それでは、資料の2—2ですけれども、8期で調査する件でとてもよかったと思います。それで、ご家族の介護負担についてのところなのですからけれども、ここは子育てとの両立という項目だけでやるのでしょうか。もうちょっと、例えば障がい児者の介護とか、複数人介護など、実際には1人で多重に介護されている方もあるので、その辺をもう少し設問に加えたほうがいいのではないかなと思いました。

議長 在宅介護の実施調査の話ですね、そうすると。とりあえず今、ご意見はお伺いしておくということで、とりあえずこの日常生活圏域のニーズ調査のほうから、まずごめんなさい。進行すみませんです。まず、こちらのほうの資料2—

1のほうでご意見いただければと思います。

今のA委員のご意見はこちらのほうということで承っておきます。

ほか、それぞれのお立場でいかがでしょうか。

H委員、お願いいたします。

H委員 さっき要検討項目で三角がついているのが2つあったのですが、私はこの質問、さっき委員がおっしゃったように、項目も非常に多いので、三角は要らないのではないかと思います。特に、下のほうの敬老会に参加したいかどうかというのはありますけれども、敬老会というのは何歳以上か私わからないのですが、何か逃げ水のように、60歳、65歳、70歳になったと、今七十何歳ですか。この間シルバーカレッジというところに行ってきたら、アンケートを書いてもらうと、同じこの敬老会の席へのお土産は何がいいですかというようなことが質問にあったのです。私はそういうのは要らないと思います。だから、この三角は2つとも削って、少しでも簡素化に貢献したほうがいいのではないかという意見です。

以上です。

議長 ありがとうございます。

この三角がついているのは、先ほど対象者という中で言いますと、要支援1または要支援2に該当する方々に対しての三角ということですね。

ほかはいかがでしょうか。

〔発言する人なし〕

議長 それでは、資料2—1につきまして、日常生活圏域調査につきましては、とりあえずここで置いておきまして、資料2—2、在宅介護実態調査というところ、ここについてはいかがでしょうか。

先ほどA委員からもございましたので。

事務局 すみません。ちょっと補足で説明してもよろしいですか。

議長 お願いします。

事務局 今回、在宅介護調査のほうに子育ての両立ということで、ダブルケアといいまして、今、晩婚化が進んだというふうな関係で一般に言われますけれども、子育てと両親の介護と両方負担している家族がいるということで、ある意味社会問題になってきているという環境がございまして、越谷市では今までこのことを市長のマニフェストとして取り上げてはきたのですけれども、実際に調査したことがございませんでしたので、今回設問項目として要支援、要介護の方

を介護している家族様に、子育てとの両立をされている方がどれくらいいらっしゃるのかということ进行调查してみればということ、市で設問を加えさせていただいたという意味でございます。

議長 回答ありがとうございます。

そのほかご意見、ご質問いかがでしょうか。

在宅介護の実態というふうなところですので、D委員、訪問関係でいかがでしょうか。

D委員 ページは24からのところも該当しますか。1の資料の24ページ。これは、国から出されたアンケートですね。

議長 そうです。

D委員 これはなかなか変えられないということになるのでしょうか。

議長 そうです。

D委員 今までそういうふうに介護されていた方が離職したり、子育てしながら介護していたり、そういうところの調査がなかったのであれば、今回こういう調査をしていただければ、確かに数字として見えてきていいのかなと思います。

もっとぐちゃぐちゃした悩みのある方はたくさんいらっしゃるようですけれども、そこはなかなか難しいのかなと思うので、余り特に意見というのは、ありがとうございます。

議長 ごめんなさい。勝手に振ってしまいました。

基本的には、在宅の調査は18ページからの内容になろうかと思います。

B委員。

B委員 2-2の資料のところ、先ほどA委員がおっしゃったように、ダブルケアの有無のところはとてもいいと思います。私も現実的に若年性のアルツハイマーの親がいて、保育園に預けていたら、介護では保育園は預かってもらえないという現実があるそうです。その方は仕事もして、保育園に入っていたのだけれども、休職中に親の介護では預かってもらえないので、とても困るということをやっぴりおっしゃっていた現実があって、ですからこういうのを調べてもらって実態がわかると、やっぴり晩婚化で仕事もしているし、子育てと介護というのが本当に現実にあるので、これはとてもいいということで、それだけです。

議長 ありがとうございます。

今のお話ですと、実際に子供を持っているお母さんの話ですね。これ対象者

が多分主に在宅で要介護認定を受けている方が対象になってしまうのです。

B 委員 認定を受けているおばあちゃんがありますが、そこのアンケートでこれが出ているのですよね。この人はまた……

議 長 そうか、そうか。

B 委員 親が要介護とかになっているから、その調査のときにこれが該当しますよね。

議 長 そうか、なるほど。

ほかにいかがでしょうか。

I 委員、いかがでしょうか。

I 委員 大丈夫です。

議 長 大丈夫ですか。

ほかによろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

議 長 在宅に関しても少しご意見も出ましたので、とりあえずここまででこの議事終わらせてもらってよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議 長 それでは、皆さん方ご意見ありがとうございました。

それでは、事務局の方につきましては、今上げられたご意見をもとにして、越谷独自の調査票のほう策定していただければと思います。

(3) 地域密着型通所介護事業所の指定取消しについて

議 長 それでは、議事を進行させていただきたいと思います。

続きまして、3つ目の議題になります。地域密着型通所介護事業所の指定取消しについて、事務局から説明お願いいたします。

事務局 それでは、ご説明させていただきます。

資料1の32ページをご参照ください。今回、越谷市内につきましては3件目の指定取り消しを行っております。対象法人につきましては、あんしんメディカルケアサービス株式会社、事業所につきましては、デイサービスあんしん越谷という弥栄町三丁目にあります地域密着型通所介護事業所になります。

指定取消し内容としましては、不正請求、虚偽報告、不正の手段による指定となっております。実際の不正請求額に関しましては、利用者様の自己負担額を除きまして546万4,182円となっております。

取消処分日なのですけれども、通知したのは9月11日です。指定取り消

し年月日としましては、9月30日をもって取り消しとさせていただいております。

なお、介護報酬の返還につきましては、10月29日付で市には返還されております。また、この事業所を利用していた利用者様及び職員につきましては、10月1日より株式会社ネクストキャンバスが同じ場所にて事業を提供しております。

説明は以上となります。

議 長 ご説明ありがとうございました。

指定取り消しについての説明がございましたが、これにつきまして委員の皆様ご意見、ご質問いかがでしょうか。

H委員、お願いいたします。

H 委 員 説明をいただきまして、私、新聞にこの記事が出ていたので、ちょうど資料が配布されるころだったので、切り抜いて置いてあるのですが、この取り消しを受けたところは、処分として今後どういうふうになるのか。例えば何年間停止とか、そういうふうになるのか、あるいは永久に使えないとか、そういうのがあるのかどうか。

それから、この不正の原因と書いてありますけれども、不正がどうして市のほうにわかったのか。

それから、処分の内容は、これはいいです。処分期間というのは、さっき言ったようにいつまでなのか。何年か経つと取り消しになってもとに戻って活動できるのか。

それから、次にネクストキャンバスというところが引き継いでいますけれども、入所されていた方々には不都合がなかったのかどうか。それで、こういうことは、さっき3件目の事例でということですが、2度、3度起きていくということは、どういう対応しているのか、再発防止をどう考えて、どういうふうにしているのか、こういうことをちょっと聞いておきたいです。

以上です。

議 長 それでは、ちょっとこれに関して補足の説明等、ご質問にあった内容いかがでしょうか。よろしく申し上げます。

事 務 局 お答えします。

まず、このあんしんメディカルケアサービスの不正が発覚した経緯なのですが、これについては介護保険課のほかに福祉指導監査課というところで

年間スケジュールを組みまして、各事業者の監査、チェックを行っております。そういう中で、いわゆるたれ込みというのでしょうか、相談があったのがきっかけでございます。その中でいろいろ事業所を訪問して調べていく中で、本来いないはずの方が名簿に載っていると、そういうことがわかりまして、最終的に不正請求というような判断をさせていただいた経過がございます。

それから、ペナルティーでございますが、ここに不正請求額540万円ほど書かれております。今回はそれに対して4割の加算をいたしまして、800万円の返還を求めた。さらには、この不正にかかわったこの事業所の法人の代表者、役員さんにつきましては、この地域密着型のサービスについて5年間事業運営ができないというようなことになっているところでございます。

例えばこの代表者の方が一社員としてほかの事業所で働くということについては、特段の妨げはないが、改めて会社を運営しようということについては、5年間の制限がされております。

それから、再発防止というところでございますけれども、今回、越谷で3件目の不正請求があったところです。例えば請求の誤りとかそういったものについては、細かいものはまだ幾つかあるのですけれども、それは過誤調整という形で返還を求めている状況がございます。不正請求の防止につきましては、福祉指導監査課のほうといろいろと調整をしておるのですが、全ての事業者に1年のうちに全部回るということができませんので、少しでも多く事業所をチェックできるようにということで年間スケジュールを考えながら、今後不正請求を防ぎたいということで、仮に発見したとしても、傷が大きくなならないうちに、いろいろ改善ができればなということで、過去の事例を踏まえまして、現在、福祉指導監査課と調整を進めながら、今後の対応をいろいろ考えているところでございますが、いずれにしても今回新聞にお載せした、ホームページにもお載せしたということについて、各事業所のほうでも不正請求はこういったペナルティーが科せられるのだというような自覚を持っていただくことで、その抑制にもつながるのかなということで、あえて報道発表させていただいたという経過もございますので、関連する部署と連携して、今後防止に努めてまいりたいと思います。

議長　ご説明ありがとうございます。
定期監査の結果ということですね。
J委員、お願いします。

J 委員　　ちょっとお聞きしたいのですが、この不正の原因の中に看護職員の配置が人員基準を満たしていなかったということがあるのですが、そもそも最初から満たしていなかったのか、最初はいたのだけれども、途中でやめてしまって、その基準を満たさなくなったにもかかわらず、請求を続けていた。要するにこの問題は結構根が深いと思っていますのです。人員確保というのは非常に大変なことなので、要するにもともと性善説で考えると、最初はいたのだけれども、辞めてしまってそうってしまったのだというのか、いやもう最初からいないけれども、やっつけまみみたいなことをやられたのか、その辺のところはどうなのでしょう。

議　長　　詳しいところ。

事務局　　お答えさせていただきます。

こちらの事業所につきましては、地域密着型通所介護というサービスになりまして、看護師の配置要件につきましては、緩和要件がございます。もともとこちらの事業所につきましては、定員が10名でして、看護師さんの緩和要件の規定を適用させていただくような事業所で行っていました。その後、変更がなされまして、利用定員を13名に変更しまして、その際に、その期間中であれば看護師の配置要件は必要だったということになります。後に、私たちが調査に入ったタイミングでは、利用定員10名になっておりまして、一定期間につきまして13名定員になっていたときについては、看護師さんの配置要件が必要であった。ですが、そのタイミングでは配置がされていなかったという事実になります。ですので、必要なタイミングで、実際であれば人材を募集して入れなくてはならないタイミングがあったにもかかわらず、配置をされなかったという事実になります。ただし、この期間につきましては実際であれば看護師が配置されていないという減算規定を適用して請求をかけていただければ、特段問題にはならなかったということになります。

J 委員　　わかりました。

議　長　　ありがとうございます。

事務局　　先ほどお答えするのを1つ忘れまして。入所されている方々の処遇なのでございますが、ここにございますように、9月29日まで介護サービスの提供が可能ということで書かれております。10月1日からネクストキャンパスが引き継いでいる。これにつきましては、事前に指定取り消しのように入聴会が開かれるのですけれども、その時点で事業者のほうも指定取り消しをされてしま

うだろうということで、新たな事業者をもう募っていたところであるということ
とで、比較的スムーズに事業の引き継ぎはされたということです。

議 長 説明ありがとうございます。
そのほかよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

議 長 今後もそういう再発防止というところ、公表することによっての抑制という
ところも含めて、しっかり見ていただければと思います。

(4) 保険者機能強化推進交付金について

議 長 それでは、次の議事に進行させていただこうと思います。

次は、議事の4つ目です。保険者機能強化推進交付金についてということで、
最初に、事務局からまたご説明をお願いいたします。

事 務 局 では、資料1の36ページ、ご参照ください。

昨年度2回目の介護保険運営協議会につきましても同じような案件でお話し
させていただいております。地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等
の一部を改正する法律が出されました。いわゆる地域包括ケア強化法に基づき
まして、保険者機能強化推進交付金というものが設立されております。こちら
につきまして30年度の、項目によっては前期を対象にした調査というものが
行われまして、今回、内示額として3,900万円程度をいただく予定となっ
ております。

前回と調査項目及び点数が変わっておりますので、前回の調査項目との比較
表を出していないのですけれども、実際に今回の調査が行われた内容としては、
大きく3つの内容で調査がかけられております。

1つ目がPDCAサイクル活用による保険者機能に向けた体制等の構築、2
つ目が自立支援・重度化防止等に資する施策の推進、3つ目が介護保険運営の
安定化に資する施策の推進となっております。

また、交付額の算定方法につきましては、前回同様、資料記載の算定方法に
より各市町村に交付されることとなっております。

以上で説明を終わりにさせていただきます。

議 長 それでは、ただいま36ページ、37ページというところにつきましてご説
明がございました。説明内容わかりましたでしょうか。

A委員、お願いいたします。

A 委員 数字のことについてお伺いしたいのですけれども、介護保険運営の安定化に資する施策の推進のところは7となっています。それで、介護給付の安定化が6で、介護人材の確保が2で、これは7というのは合計ではないのですか。その下の123という数字はどこから来た数字なのか教えていただきたいと思えます。

議長 この表の見方ですね。

A 委員 表の見方を教えてください。

議長 これ表の見方、さっき言いました123というのは、これ質問の項目数ですね。

事務局 項目数です。

議長 そして、配点という真ん中に書いてあるところが、これが満点の点数です。そして、右端の算定点というのが、これが越谷市の点数というような理解で見ただけならば、事務局合っていますよね。

事務局 すみません。ちょっと簡単に説明いたしますと、昨年度の会議のときに、ちょっと設問項目とかを説明させていただいたのですけれども、確かにこちらの介護給付の安定化というふうな設問が国のほうから6問、また介護人材の確保については、2つ設問がございますので、ちょっともしかしたら私どもの勘違いかもしれませんので、ちょっと後で確認して訂正させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 そうですね。失礼しました。私が勘違いして聞いてしまいました。足し算が合っていないということですね。失礼しました。

これはちょっと後で確認するということですので、ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。

K委員、お願いいたします。

K 委員 越谷市のこの算定の件数というのは、埼玉県の中で言うと何番目ぐらいになるのかというのがちょっとわからないので、お聞かせください。

あともう一つ、この内示額の金額は、これはこの事業全てに使えるという意味の金額なのでしょうか、お願いいたします。

議長 2つのご質問がございましたけれども、よろしいでしょうか。

事務局 では、ちょっとお答えさせていただきます。

まず、この補助金の用途なのですけれども、やはり国からの補助金ということで用途が限定されていまして、越谷市の場合は、充当させていただいている

のは、介護予防・生活支援サービス事業費、要支援の方が利用する訪問型や通所型サービスに係る事業費のほうに充当させていただいているというような形になっております。

また、県内の順位は、ちょっと今資料がなくてわからないのですが、例えばなのですが、近隣の様子で申し上げますと、三郷で323点、中核市である川越市で445点、同じく中核市である川口市で355点ということで、越谷市はそこに比べると、ちょっと真ん中より上ぐらいなのかなということなのですが、ちょっと県内の資料を持ち合わせていませんでしたので、この場ではこの程度のお答えで申しわけありません。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

用途につきましては、説明がございましたけれども、J委員。

J委員 前回、私出席していなかったのですが、ちょっとよくわかっていないところもあるのですが、これは通信簿的なものと評価してよろしいのでしょうか。越谷市の位置づけというのと。

事務局 捉え方によっては通信簿という捉え方もあろうかと思えますけれども、これにつきましてはさまざまなメニューがある中で、越谷市として現在取り組んでいるものを国に報告をいたしまして、必ずともこれは満点がとれるというものではないと思っています。取り組みを報告していただいて、それぞれ評価がございまして、取り組んでいるものを点数積み上げていって、額を対応しているというような仕組みでございますので、満点を目指すというものではないという認識は持っております。

J委員 これは毎年あるものなんでしょうか。来年度もまた。

事務局 今回2回目ということで、毎年、今のところは国も毎年実施をするということです。

J委員 そうすると、ある程度客観的に国が越谷市を評価した点数というふうに捉えるとすれば、今後、これをいかに積み上げていくかということがいろいろな政策をやっていく上で、これは非常に重要になっていくのではないかなという印象は持ちましたけれども、そういうふうに捉えてよろしいのでしょうか。

事務局 市としてインセンティブを得るために、もっと積極的に取り組むべきことも数々あろうと思えますので、そのように捉えていただいて、8期の計画については、必要なものについては計画どおり実施して、点数を獲得していきたいと思っています。

議 長 　　ちょっと1つだけ確認ですけれども、これは国がつけた点数でしたっけ、越谷市で自己評価した点数ではなかったでしたっけ。

事 務 局 　　各項目に配点がございまして、越谷市が取り組んでいる項目を国にまずは自己申告をいたします。それから、あとは、国が自動的に配点をする項目が幾つかございますので、両方合わさった点数になるということです。

議 長 　　失礼しました。ちょっと私の理解が。
　　お願いします。

Ⅰ 委 員 　　もともと保険者機能の評価というのはいろいろ議論のあるところで、余計なお世話だということもあるかもしれないのですが、この評価の中で地域密着型サービスとか介護給付の安定化ですか、ここが極端に点数が低いのですけれども、これは何か深刻な問題なのですか。ちょっとご感想いただければと思います。

議 長 　　ご意見ありがとうございます。
　　ご回答よろしいでしょうか。

事 務 局 　　お答えいたします。

　　こちらは国のほうが推奨している地域包括ケア見える化システムというのを活用していろんな施策に取り組んでいるかというようなことがあって、設問の配点になっておりまして、ちょっと越谷市のほうはそちらのほうのシステムを活用して、ちょっと介護保険運営をしていかなかったということで、その設問項目の配点がゼロ点というような形になってしまったので、配点のほうが低くなっているというような形になっております。

　　先ほど説明ありましたけれども、国の施策の目標、国がこういうシステムを使ってくださいとか、国がこういうビジョンを目指してくださいというものに対して、越谷市がどの程度達しているかというところを評価される指標というところで、取り組んでいないものに対しては採点が低くなっているとご理解いただければと思います。

議 長 　　回答ありがとうございます。

　　とはいっても、あれですよ。それとは別の形でやっていることもあるということですよ。国がやれと言っていることだけではなくてですね。補足ありますでしょうか。

事 務 局 　　1点補足させていただきたいと思います。

　　今回のこの調査票につきまして、あらかじめ指標を出されているものではな

くて、既に稼働している内容について、突発的に調査をかけられまして、それについて今現在、昨年度の前半部分で行ったかどうかというものを評価しております。ですので、項目によっては後期には行っていたのだけれども、前期ではやっていなかったというものがありますので、その点ではゼロ点になっているところがございます。

議 長 ありがとうございます。

M 委員 多分事務局のほうで、間違っていたら補足していただきたいのですが、これ先ほど通信簿かという話ですが、というよりも国がこういう政策でやってほしいと、こういうことでやったらインセンティブとして補助金を出すよという、そういったことに対して、この項目が越谷市としては自己申請したところ該当したという、そういった理解でよろしいのでしょうか。

事務局 そのとおりでございます。現実的に、越谷市として取り組めない項目の中には、人材的なものも幾つか、財政的なものも幾つか、さまざまな要因で取り組めない項目も含まれておりますので、越谷市として取り組めるべき項目を申告させていただいているところです。

議 長 ありがとうございます。
その他ご意見ございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

議 長 インセンティブとしてこれだけの内示額がございますので、先ほど言いましたが、使用する内容につきましてさらに深めて、市民の生活につなげていければなと思います。

(5) 施設整備事業者の公募の進捗状況について

議 長 それでは、議事進行させていただきます。

議事の5つ目になります。施設整備事業者の公募の進捗状況についてというところで、事務局からまずご説明をよろしく願いいたします。

事務局 それでは、資料1の40ページをご参照ください。

第7期越谷市介護保険事業計画につきましては、施設整備としまして、介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護、その他の複数施設の整備を掲げております。昨年度にも整備は行ってございまして、今年度は介護老人保健施設及び特定施設入居者生活介護の施設を整備いたします。

今回、応募をかけましたところ、介護老人保健施設につきましては100床1施設分、特定施設入居者生活介護につきましては4施設合計で275床分の応募がございました。

なお、介護老人保健施設の整備方針としましては、1施設120床を掲げておりましたが、待機者の状況を勘案しまして、今回の公募数としましては100床としております。

今後のスケジュールに関しましてですが、来週、事業者選考会議及びヒアリングを行いまして、12月中に市長決裁及び事業者の選定を行う予定となっております。

説明は以上となります。

議長 ご説明ありがとうございます。

今年度公募にかけたサービス2つの進捗状況について説明がございました。募集枠に対して枠以上の募集があったというところの説明だったかと思いますが、これにつきましてご意見いかがでしょうか。

J委員、お願いいたします。

J委員 介護施設を増やすということはいいのですが、果たしてそこで働く人員が確保できるのかということをやはり考えてみないと難しいのではないかなと考えています。多分恐らくどこの施設でも医療機関、介護施設限らず、どこも職員募集というのが上がっているわけです。ですから、こういうものをつくれれば新しいところに人は来るかもしれないけれども、その来た人たちはどこかをやめて来ると、そうするとそこのもとのところはいなくなると、そうすると先ほどの不正ではないのですけれども、看護配置とか職員の配置を満たさなくなると、やむにやまれずそういうことをやってしまうみたいなことがある。ですから、本当は、今増やすのはいいのですけれども、既存の施設の人員配置は果たして本当に回っているのかどうか、その辺のところをしっかりと調査していただきたいと考えています。

看護配置でも、結局常勤の配置とかはなくて、日替わりで看護師さんが来るとか、そういう老人ホームもあるわけです。そうすると、その方たちは、利用者さんを把握していない。要するに9時から5時までその日何とかしのげればいいというようなことも実際現実には起こってきているわけです。ですから、ただ器を増やせばいいというものではなくて、いかに質を担保するかというところにもう少し目を向けていただいて、こういう事業計画を、まず現状をしっ

かり把握するという事は大事ではないかなというふうに考えます。

議長 J委員、ご意見ありがとうございます。

介護の問題、それから看護の問題、人材育成、大分全国的にも課題なことかなと思います。以前からもこの会議でも話が出ておりますので、今後、それぞれのお立場で、介護の人材、または看護の人材をどのような形で育成、または質を高めていくというふうな方策があるのかということ、そういうことを今後この会議の中でもご意見をいただければなというふうにも思いますので、次回、次々回の計画策定のときにでもご意見を伺えればなと思います。ぜひ考えていただければと思います。

ほかにご意見よろしいでしょうか。

[発言する人なし]

(6) 越谷版認証制度について

議長 それでは、最後の議事になろうかと思いますが、6番目です。越谷版認証制度についてというところで、また事務局から最初ご説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料の42ページをお開けいただければと思います。また、こちらの介護保険事業計画の冊子をお持ちいただきました方につきましては、81ページをお開きいただければと思います。

サービスの質的向上のためのシステム充実という(5)で掲げておきまして、一番下の⑦で、介護サービス事業者や医療従事者への支援ということで、介護事業者や従事者が積極的に利用者の自立支援等の介護保険サービスの質的向上に取り組むことを支援するため、介護事業所等に対して本市が認証する等の制度を導入しますという形で書かれておきまして、次のページに目標といたしまして、本市の認証を受けた事業者数というところで、100事業所を来年度までに目標として掲げたというところが経緯でございます。

こちらの事業なのですが、介護職員を初めとする福祉人材の確保については、今、J委員からご指摘がございましたように、全国的に喫緊の課題であることから、第7期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画においても職員の人材育成等にすぐれた取り組みを行っている介護事業者を対象に、埼玉県認証制度を参考に市の認証制度を創設すべく検討を進めてきた経緯がございます。

ちょっとこちら、資料の下段のところに誤植がございますが、30年の4月よりと書いてあるのですが、平成31年の間違いでございますので、31年に

訂正していただければと思うのですが、そのような中、平成31年4月から、国から認証評価制度運営のガイドライン、認証評価制度運用の基本的事項というものを示しまして、人材育成につきましては、全ての都道府県で認証評価制度が導入するという形で、国が方針を打ち出しました。

ちなみになのですが、31年の3月現在、47都道府県中24の県でこの認証制度というのは導入しております。この導入した制度を国の指導のもと、県が中心となって行っていくという方針が現在示されております。そのため現在越谷市では、国の動向に注視することとして、この計画、事業の見合わせをしているということでございます。

以上、報告でございます。

議長 ご説明ありがとうございます。

ただいまの件いかがでしょうか。埼玉県では28年度から認証制度はやっていたということ、それで平成31年度、少しおくれて国のほうでそういうガイドラインが示されたということですね。第7期計画では、越谷市でも認証制度を行おうというような計画になっていた。ですが、この31年度の4月にガイドラインが示されたので、国のほうの動向をまず見て、もうちょっと待ちましようかというお話だったかと思いますが、ご意見ありますでしょうか。

つくってしまって、またすぐ変えてというふうなところも利用者を混乱させてしまうという懸念もあろうかと思うところですね。

それでは、ご意見よろしいですか。

〔発言する人なし〕

議長 では、もう少し国の動向を注視してというふうなことで了解というところよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長 それでは、ご了解いただきましたところで、議事の6番目はこれにて終了というところになります。

それでは、ここまでで、6つの議事については全て終了ということになりますが、そのほか何かご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

H 委員 お聞きしたかったのは、議事録のことです。毎回物すごい分厚い議事録つくっていらっしゃる事務局の方の苦労を多とするものですが、最初にまとめられた案が1回振られて、それに対する意見とかということ返します。そして、最終になると思うのですが、私は、今まで気がつかなかったのだ

けれども、案の段階でその発言者がどういうことを言ったかというのは名前が書いてあると思うのです。ところが、でき上がったものはAとかBとかCとかそういう書き方になっているのです。議事録というのは、作成の目的というのは、やっぱり誰が何を言ったかというのはとても重要なことだと思います。本日の皆さんもとてもいい意見を出されています。だから、これができ上がったときに、またA委員になってしまうというのは、その方たちの発言の理解とか広がりがなくなると思うのです。だから、事前に配るものには案と入れてください。最終的なやつはその案をとって結論にしてください。これは、前回も同じだったのですけれども、なぜ最終の結論ではアルファベット表示にしてしまうのか、その根拠は何か。もしそういうこともないのだったら、最初の案のとおり皆さんの意見をおっしゃった名前をちゃんとそのままにというのは私の意見です。

議長 ご意見ありがとうございます。

これは、議事録の書き方としては2通りあるかとは思いますが、これについて理由とかございますでしょうか。

事務局 この議事録につきましては、最終的には、この役所の外、外部の方にも公表していく形になりますので、本運営協議会に係る議事録にかかわらず、越谷市として最終的に議事録を公表するときは、個人名は伏せた状態での公開をしております。ただ、会議の資料ということで皆さんにお配りをして、それを次回に有効活用していただくという中では、各委員さんの名前があってもいいのかなとも思っておりますので、その公表の仕方、それから皆さんへの資料の配付の仕方、その辺につきましては効率性も考えまして、検討させていただきます。

議長 ありがとうございます。

この名前を伏すということにつきましては、ほかにご意見ございますでしょうか。名前はあったほうがいい、ないほうがいい。基本的には、運営協議会としての意見という形になろうかとは思いますが、特にはございませんでしょうか。

〔発言する人なし〕

議長 では、今の件につきましては、少し事務局でご検討いただけるというところでもよろしいでしょうか。

ありがとうございました。ちょうど1時間半というところでご協力いただきまして、ありがとうございます。

これで6つの議題が全て終了いたしました。

それでは、進行を事務局にお戻ししたいと思います。よろしくお願いいたします。

4 その他

司 会 議長、長時間にわたりまして、ありがとうございました。

それでは、次第のその他として事務局より2点ほどお願いさせていただきます。

まず、1点目ですが、次回の会議の日程です。現在のところ3月17日の午後の開催を予定しております。詳細につきましては、改めて皆様にご連絡させていただきたいと考えております。

次に、2点目ですが、今話題になりました、本日の会議録案ですが、後日策定しました段階で、委員の皆様へ送付させていただきます。内容をご確認の上、次回の会議で確定させていただければと考えております。

5 閉 会

司 会 それでは最後に、閉会の言葉を星野副会長、よろしくお願いいたします。

星野副会長 皆様、ご多忙の中、長時間お疲れさまでございました。

改めて思います。国は、多分インセンティブをかけるために、こういうふうにしたら補助金を出すと言ってくる。そしてまた、越谷には越谷の実際のニーズがあり、議題にも上がったように、終活の問題をどうするのかという問題が現実としてあると。そしてまた、限られたタイトなスケジュールの中で介護保険の計画を立てなければいけない。こういった中で、本当に皆様のお知恵で、こうやって一步でも前進するものがつくれたらいいのではないかなと感ずる次第でございます。

皆さん、本当お疲れさまでございました。

司 会 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、令和元年度第2回越谷市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。

本日は、皆様大変お疲れさまでした。ありがとうございました。